

官民協議会「空の産業革命に向けた総合的な検討」の進め方について (案)

- 第 24 回未来投資会議（平成 31 年 3 月 7 日）での議論を受け、制度設計の基本方針の本年度中の決定等に向け、「空の産業革命に向けた総合的な検討」におけるそれぞれの論点において、本年度、以下の枠組みにおいて検討を行う。
- これに向けて、昨年度、「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において抽出した個別論点について、以下の形で検討を行う。
- 個別論点の議論と並行し、横断的な調整機能を持つ「ステアリング・コミッティ」を設置し、調整を図る。
- 以下の検討結果は、官民協議会において報告（2019 年秋に中間報告、2019 年度末までに最終報告）を行い、2019 年度中に策定される制度設計の基本方針に反映する。

1. ワーキンググループにおける検討

以下の項目については、経済産業省と国土交通省が合同で開催する「無人航空機の目視外及び第三者上空等での飛行に関する検討会」の中で専門家等のワーキンググループによる検討を行い、官民協議会に報告する。

- ①機体の安全性確保（認証制度等）
- ②操縦者・運航管理者の技能確保（資格制度等）
- ③運航管理システム（空域利用のあり方を含む）
- ④所有者情報等の把握の仕組み（機体登録制度等）

2. 関係省庁等による検討

以下の項目については、関係省庁が必要に応じて専門家等に意見を求めつつ（ワーキンググループ等は設けない）検討を行い、官民協議会に報告を行う。

- ⑤被害者救済（保険制度、自動飛行の際の事故責任）
- ⑥プライバシー保護
- ⑦サイバーセキュリティ
- ⑧その他（土地所有権と上空利用のあり方 等）